

山口市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市新型インフルエンザ等対策本部設置条例（平成25年山口市条例第13号。）に規定する山口市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び条例の例による。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等の情報収集及び伝達に関すること。
- (3) 山口県新型インフルエンザ等対策本部との連携に関すること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策における他市町及び関係機関との連携に関すること。
- (5) その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関すること。

(組織)

第4条 本部長、副本部長及び本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 条例第3条に定める対策本部の会議（以下「会議」という。）の議長は、本部長が務める。

(事務局)

第6条 対策本部の事務を処理するため事務局を設置する。

2 前項の事務局の職員は、健康福祉部健康増進課、総務部防災危機管理課及び総合政策部広報広聴課の職員をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、山口市新型インフルエンザ等対策本部設置条例の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 上下水道事業管理者 総務部長 総合政策部長 ふるさと創生部長 地域生活部長 北部振興局長 南部振興局長 環境部長 健康福祉部長 経済産業部長 都市政策部長 都市建設部長 上下水道局長 消防長 教育部長